

○山北町重度障害者医療費助成条例施行規則

平成20年11月12日

規則第11号

改正 平成26年6月9日規則第8号

平成26年9月12日規則第14号

平成27年6月10日規則第18号

平成27年12月21日規則第25号

平成28年3月31日規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、山北町重度障害者医療費助成に関する条例(昭和50年山北町条例第7号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(医療証の申請)

第2条 条例第3条第1項に規定する医療費の助成を受けることができる者は、山北町重度障害者医療費助成制度医療証交付(変更・喪失)申請書(様式第1号)により、次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 医療保険各法の規定による被保険者、加入者、組合員又はこれらの者の被扶養者であることを証する書類
- (2) 条例第2条第1項各号に規定する障害の程度を証する書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

(医療証の交付)

第3条 町長は、前条の申請があった場合において、条例第2条第1項に規定する対象者として決定したときは、山北町福祉医療証(様式第2号。以下「医療証」という。)を交付する。

2 町長は条例第3条第2項の規定に基づき申請を却下したときは、山北町重度障害者医療費助成制度医療証交付却下決定通知書(様式第3号)を送付しなければならない。

(医療証の有効期間)

第4条 前条の医療証の有効期間は1年とする。ただし、医療証の更新は一定の期日を定めて行うものとする。

(医療証の申請事項の変更届)

第5条 医療証の交付を受けた者(以下「受給資格者」という。)は第2条の規定により申請した次の各号に変更が生じた時は、山北町重度障害者医療費助成制度医療証交付(変更・喪失)申請書(様式第1号)に医療証を添えて、速やかに町長に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名
- (2) 保険の種類

(3) 障害の程度

(医療証の再交付)

第6条 受給資格者は、医療証を汚損し、破損し、又は亡失したときは、山北町重度障害者医療費助成制度医療証交付（変更・喪失）申請書（様式第1号）により速やかに町長に申請しなければならない。

2 受給資格者は、医療証の再交付を受けた後において、亡失した医療証を発見したときは、速やかに当該医療証を町長に返還しなければならない。

(医療証の返還)

第7条 受給資格者は、条例第4条に基づきその資格を喪失したときは、速やかに山北町重度障害者医療費助成制度医療証交付（変更・喪失）申請書（様式第1号）により、医療証を添えて町長に返還しなければならない。

(医療費の助成申請の方法)

第8条 受給資格者が医療取扱機関に医療費を支払った場合において、条例第7条の規定により、助成を受けようとするときは、山北町重度障害者医療費助成申請書（様式第4号）に当該医療取扱機関が発行した、領収書を添付し、申請しなければならない。ただし、申請者は医療を受けた日の属する月の翌月から起算して1年以内に前号による申請を町長にしなければならない。

(支給額の決定)

第9条 町長は、前条の申請を受理した場合は、支給要件を審査し、適当と認めたときは、支給額を決定し、当該申請者に山北町重度障害者医療費支給決定通知書（様式第5号）により、通知するものとする。

(未支給助成金の処理等)

第10条 町長は前条の規定による通知を受けた者（以下「支給決定者」という。）が死亡した場合、当該支給決定者に支給すべき医療費があるときは、当該支給決定者の配偶者、子、養父母、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹のいずれかに支給する。この場合における優先順位は、この規定による順とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成20年10月1日から適用する。

附 則（平成26年規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年規則第 25 号）

この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年規則第 14 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、第 1 条の規定による改正前の山北町情報公開条例施行規則、第 3 条の規定による改正前の山北町個人情報保護条例施行規則、第 5 条の規定による改正前の山北町印鑑条例施行規則、第 6 条の規定による改正前の山北町交通災害見舞金条例施行規則、第 7 条の規定による改正前の山北町予算決算会計規則、第 8 条の規定による改正前の山北町砂利採取税条例施行規則、第 9 条の規定による改正前の山北町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則、第 10 条の規定による改正前の山北町児童福祉法施行細則、第 11 条の規定による改正前の山北町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則、第 12 条の規定による改正前の山北町保育の利用に関する規則、第 13 条の規定による改正前の山北町子ども手当事務処理規則、第 14 条の規定による改正前の山北町小児医療費の助成に関する条例施行規則、第 15 条の規定による改正前の山北町身体障害児に係る補装具の交付等に関する規則、第 16 条の規定による改正前の山北町心身障害児等に係る日常生活用具の給付等に関する規則、第 17 条の規定による改正前の山北町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則、第 18 条の規定による改正前の山北町老人医療事務取扱細則、第 19 条の規定による改正前の山北町身体障害者福祉法施行細則、第 20 条の規定による改正前の山北町重度障害者医療費助成条例施行規則、第 21 条の規定による改正前の山北町知的障害者福祉法施行細則、第 22 条の規定による改正前の山北町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則、第 23 条の規定による改正前の山北町町営住宅条例施行規則、第 24 条の規定による改正前の山北町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する規則及び第 25 条の規定による改正前の山北町下水道排水設備指定工事店規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第1号(第2条、第5条、第6条、第7条関係)

山北町重度障害者医療費助成制度医療証交付(変更・喪失)申請書						
		新規 (変更後・喪失)		変更前		事由
ふりがな						1 新規 <input type="checkbox"/> 手帳取得 <input type="checkbox"/> 他の市町村からの転入 <input type="checkbox"/> 医療保険資格取得 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 上記事由発生年月日 ( 年 月 日) 2 変更 <input type="checkbox"/> 氏名の変更 <input type="checkbox"/> 町内の転居 <input type="checkbox"/> 加入医療保険の変更 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 上記事由発生年月日 ( 年 月 日) 3 喪失 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 他の市町村への転出 <input type="checkbox"/> 医療保険資格喪失 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 上記事由発生年月日 ( 年 月 日) 4 再交付 <input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> その他 ( )
氏名		個人番号:				
生年月日		(T/S/H) 年 月 日				
住所						
障害者手帳		1 身体障害者手帳(種 級) 2 療育手帳(種 級) 3 身体障害者手帳3級と療育手帳A 4 精神保健福祉手帳1級				
医療保険の加入状況	記号番号	記号	番号	記号	番号	
	保険者名					
	保険者の所在地					
	被保険者氏名					
	被保険者住所					
上記のとおり医療証の交付(変更・喪失)申請をいたします。 山北町長 殿 年 月 日 住 所 氏 名 印 (対象者との続き柄 ) 電話番号 ( )						

山北町重度障害者医療費助成の決定において、その算定のために必要があるときは、申請者の課税状況、所得、収入、健康保険等の状況について調査を行うことに同意します。  <p style="text-align: right;">_____ 印</p>
--

様式第2号(第3条関係)

(表面)

福 祉 医 療 証							
負担者番号	8	0	1	4			
受給者番号							
住 所							
氏 名							
生 年 月 日							
有 効 期 限							
一 部 負 担 金	入 院	1日につき					0円
	入 院 外	受診等1回につき					0円
	調 剤						0円
この受給者は、神奈川県足柄上郡山北町重度障害者医療費助成に関する条例により医療費の一部を町が助成するものであることを証明する。							
神奈川県足柄上郡山北町長							
交付年月日							

(裏面)

御 注 意

- 1 この証は、健康保険の自己負担分を助成する証ですから、大切にしてください。
- 2 健康保険の対象外の費用は、本制度の対象ではありません。
- 3 この制度による診療をお受けになるときは、必ずこの証と被保険者証を一緒に、取り扱い病院等の窓口へ提出してください。
- 4 この証は、県内のこの制度による診療を取り扱う病院等で受診するときにお使いください。ただし、県外の病院等では使えませんので、健康保険の自己負担分を病院等で支払ったうえ、その領収書を添付して、下記の窓口へ医療費の支給を申請してください。
- 5 受給者の資格がなくなったときや、有効期間を経過したときは、この証を下記の窓口へお返しください。
- 6 氏名、住所、健康保険などに変更があったときは、下記の窓口へこの証を添えて届け出てください。
- 7 この証を破ったり、汚したり、又は失ったりしたときは、下記の窓口で再交付を受けてください。
- 8 偽り、その他不正にこの証を使用したときは、助成を受けた額の全部又は一部を返還しなければならないことがあります。

問合せ先

神奈川県足柄上郡山北町山北1301-4  
 山北町役場 福祉課 福祉推進班  
 電話番号 0465-75-3644

平成 年 月 日

山北町重度障害者医療費助成制度医療証交付却下決定通知書

様

山北町長

平成 年 月 日に申請された山北町重度障害者医療費助成制度医療証の交付については、下記の理由により却下したので通知します。

記

1 申請事項

2 却下理由

・不服申立て及び取消訴訟

1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に神奈川県知事に対し審査請求をすることができます。

2 また、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6ヶ月以内に山北町を被告として(訴訟において山北町を代表するものは山北町長となります。)を提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後(次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときに除く)でなければ提起することができないこととされています。

(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

問い合わせ先

神奈川県足柄上郡山北町山北1301-4

山北町福祉課福祉推進班 電話 0465-75-3644

様式第4号(第8条関係)

山北町重度障害者医療費助成申請書										
受給者番号								被保険者氏名		
保険の種類	1国保 2組合 3政管 4日雇 5船員 6共済 7後期						被保険者証 記号・番号	記号	番号	
	保険者		名称							
		所在地								
受給者	氏名						生年月日	年	月	日
			住所							
医療区分	1 医科 2 歯科 3 調剤 4 柔整 5 マッサージ 6 鍼灸 7 訪問看護 8 補装具 9 その他									
入院・ 入院外の別	1 入院 2 入院外									
医療等を受 けた期間	年 月から				年 月まで					
医療費総額	円				支給決定額	円				
振込先金融機関	金融機関名		支店名		1普通 2当座	口座番号				
						名義人 (カタカナ)				
上記のとおり重度障害者医療費助成の申請をします。										
山北町長 殿							年	月	日	
						住所				
						氏名	Ⓜ			
						対象者との続柄 ( )				
						電話番号				

様式第5号(第9条関係)

山北町重度障害者医療費支給決定通知書	
年 月 日	
殿	
山 北 町 長	
年 月 日付で申請のありました山北町重度障害者医療費支給については、次のとおり決定しましたので通知します。	
助成金額	円
<p>この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、山北町長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えについての決定があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、山北町を被告として(山北町長が被告の代表者となります。)提起することができます。</p>	



様式第1号 (第2条、第5条、第6条、第7条関係)

様式第2号 (第3条関係)

様式第3号 (第3条第2項関係)

様式第4号 (第8条関係)

様式第5号 (第9条関係)